

「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年六月二十一日文部省告示第八十四号）」  
 第三条の規定に基づき認められた、修了者に対し高度専門士の称号を付与できる課程のうち、  
 次の課程については廃止の届出があったため、同規程第四条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年三月二日

文部科学大臣 松本 洋平

令和6年3月31日をもって廃止されたもの

位置	専修学校名	課程名
栃木県	ヤマトファッションビジネス専門学校	服飾・家政専門課程 ファッションデザイン科

令和7年3月31日をもって廃止されたもの

位置	専修学校名	課程名
北海道	札幌デザイン&テクノロジー専門学校	文化・教養専門課程 AI&テクノロジー科昼間II部
茨城県	アール医療福祉専門学校	医療専門課程 作業療法学科
茨城県	アール医療福祉専門学校	医療専門課程 理学療法学科
東京都	東京医学技術専門学校	医療専門課程 臨床検査技師科II部（4年制）
新潟県	新潟コンピュータ専門学校	工業専門課程 IT高度専門学科
三重県	専門学校ユマニテク医療福祉大学校	医療専門課程 理学療法学科（4年制）
大阪府	大阪医専	医療専門課程 作業療法学科（夜間部）
福岡県	福岡リハビリテーション専門学校	医療専門課程 理学療法学科（夜間部）